

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

外国人留学生 FICA 税還付ガイド

米国内国歳入庁の規定に基づき、雇用主と給与を受け取る被雇用者は両者とも内国歳入庁(IRS)に FICA 税(社会保障税と医療保険税)を納付する必要があります。但し、F-1 学生ビザで米国に一時的に滞在している非移民である外国人留学生は、FICA 税の免除を受けられます。本稿では、誰が FICA 税の免除を受けられるか、FICA 税還付申請の方法について詳しく説明しています。

F-1 ビザを保持し、かつ非移民という身分を持っている外国人留学生は、米国に 5 年未満滞在している場合には、外国人非居住者(Non-resident Aliens)とみなされます。当該身分の者は FICA 税(社会保障税と医療保険税)を納付する必要がありません。当該税金の免除は、外国人非居住者とみなされ、かつ CPT(Optional Practical Training)または OPT(Curricular Practical Training)に参加している外国人留学生にも適用されます。注意すべき点としては、F-1 ビザを保持している非移民である留学生は、米国に 5 年以上滞在していれば、外国人居住者(Resident Aliens)とみなされ、FICA 税を納付することが義務付けられます。

現在、従業員による FICA 税への総拠出率は 7.65%になります(社会保障税 6.2%と医療保険税 1.45%を含む)。社会保障税拠出について、給与に上限額が設定されており、2020 年の給与上限額は 137,700 ドルとなります。上限額を超えた部分の金額に対しては社会保障税を支払う必要がありません。一方、医療保険税拠出については、給与に上限額が設定されていません。収入の高い者は、年収が 20 万ドルを超えた場合、医療保険税に対し 0.9%の追加税を支払う必要があります。

源泉徴収票(Form W-2)の Box4 で社会保障税の源泉徴収税額、Box6 で医療保険税の源泉徴収税額を記載することができます。給与から FICA 税を源泉徴収された金額が間違った場合、まず源泉徴収を行う雇用主と連絡を取って、税還付を受けるべきです。もし間違っても多く源泉徴収した税額は雇用主から還付されれば、その後の措置は不要となります。

雇用主が FICA 税の還付を行えない場合、雇用主に税還付拒否に関する声明書を提供することを要求できます。雇用主による声明書を取得できない場合、自己声明書に当該情報を記載し、且つ雇用主声明書を提供できない理由を説明しなければなりません。

IRS に Form 843 と Form 8316 を提出することで間違っても多く納付した税金の還付を要求できます。以下の書類を準備する必要があります。

- (1) 記入済みの Form 843(税還付または罰金減免の申請書)
- (2) 記入済みの Form 8316(F・J・M ビザの身分で間違っても納付した社会保障税の還付を要求する情報シート)
- (3) FICA 税額が間違っても源泉徴収されたことを証明するための Form W-2 のコピー
- (4) ビザのコピー
- (5) Form I-94 のコピー
- (6) CPT 又は OPT の合法的な身分を証明するための Form I-20 のコピー(適用される場合)
- (7) 合法的に就労できる身分を証明するための EAD カードのコピー(適用される場合)
- (8) 雇用主から税還付を受けていないことを説明するための書面による声明

上述の書類が準備できたら、書類の印刷、サイン及び書類への日付明記をしてから、当該書類を IRS の事務所(雇用主が Form 941 を提出した住所と一緒に)に郵送することができます。処理部門が違うので、FICA 税還付の申請書類と連邦所得税申告書を分けて郵送する必要がありますのでご注意ください。



もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com,

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140, +86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com